

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「ポストドクター・インターンシップ推進事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

追加版 Q & A

平成 23 年 6 月 16 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

【各事業共通】

※↓これは、第一回目の公表時に載せている回答に追加になります。(追加部分は赤字)

Q I-2-4 各事業の所用経費の見込額に関する様式に「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」とあるが、自己負担額が多い方が審査において有利となるのか。

A 様式において「補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。」としているのは、事業の全体像について、自己負担額を含め実現可能性を確認するためです。

審査に当たっては各事業の取組内容や成果目標、実現可能性、補助事業期間終了後における取組の継続性等について審査することになりますので、申請時の自己負担額の多寡をもって有利、不利とはなりません。

【テニュアトラック普及・定着事業】

<申請関係>

Q テニュアトラック教員の研究費について、採用1年度目を600万とした場合、2年度目は、その半額の300万となるのか。

A 2年度目については500万円を上限としますので、1年度目600万円、2年度目500万円とすることも可能ですし、2年度目300万円とすることも可能です。実態に合わせた金額としてください。

※説明会での回答を見直しております。

Q 平成23年度の申請時に、平成24年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「様式3 テニュアトラック制に関する年次計画概要」については平成28年度まで記載する必要はありますか。

A 様式3のとおり平成28年度分まで記載してください。

Q 平成23年度の申請時に、平成24年度の採用予定者については計画書に盛り込むことは可能ということですが、その場合「機関：様式4、部局等No.##：様式2 所要経費の見込額」には、平成28年度の経費を記載する欄がないので新たに追加する必要がありますか。

A 様式どおり平成27年度分まで記載してください。

Q 「部局等：様式1」1①の表にある「採用人数と用意するテニュアポストの数」の「平成n年度採用 名」というのは、平成24年度という理解でよいか。

A n年度とあるのを「平成24年度」として記載してください。平成25年度以降については記載しないでください。

Q 公募要領で、テニュアトラック制の要件として、研究活動に関するエフォートが70%以上であることが求められていますが、スタートアップに要する研究費が交付されなくなる採用3年度目からも求められるのでしょうか。

A テニュアトラック教員の研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを70%以上としているので、テニュアトラック教員の任期中（補助事業期間中）は遵守していただく必要があります。

Q 教授には任期はないが、それ以外の役職で、任期がある若しくは再任回数に限度がある部局等のポストについては申請対象外となるか。

A 本事業では、テニュアポストに関しては任期がないか、あったとしても再任の限度がない者を基本としていますが、仮に再任回数に限度がある場合は、教授も含め全員が再任回数に限度が付されている場合に限り申請を可能としております。よって教授にのみ任期がない部局等においては、教授をテニュアポストとする申請は対象となりますが、准教授、助教をテニュアポストとする申請は対象外となります。

Q 1機関当たりの申請数に制限はあるか。

A 実現可能性のある人数であれば制限はありません。

Q 個人選抜型への推薦は、機関選抜型として当該年度に採用されたテニュアトラック教員しか対象とはならないのか。例えば、テニュアトラック教員の採用が、当該年度の個別選抜型の公募期間以降となった場合には、個人選抜型への推薦の機会が与えられないのか。

A 当該年度の個人選抜型に推薦できるテニュアトラック教員は、前年度の個人選抜型の公募期間以降に採用されたテニュアトラック教員とする方向で検討しております。

Q 個人選抜型で27年度まで5年間とあるが、24年度に採用して、27年度は4年間になるが1年延びるのか。

A 個人選抜については、24人を選定してから5年間を補助します。よって24年に決定すればそこから5年間支援することになるので、補助機関は28年度までとなります。

<補助金関係>

Q 本補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A テニュアトラック普及・定着事業においては、原則として、繰越すことはできません。

Q 育児休業等により研究中断が生じる場合にはどのようにしたらいいか。

A 個別にご相談ください。

【ポストドクター・インターンシップ推進事業】

＜補助金関係＞

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A ポストドクター・インターンシップ推進事業については、繰越明許費であることから、交付決定時には予想し得なかった不測の事態等により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのある事業については、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができることになっています。繰越が必要となった場合には、1月中旬までに、別途ご連絡する書類をご提出ください。該当の可能性がある場合には、事前にご相談ください。

なお、補助事業を遂行した結果、補助金に余剰が生じた場合、その余剰分（執行残）を繰越すことはできませんので、ご注意ください。

Q 長期インターンシップに派遣するポストドクターを雇用した場合において、雇用期間中に当該実施機関（選定された機関）において研究活動を行うことは可能か。

A ポストドクターの雇用は、インターンシップのために企業等へ長期派遣するために行うものとなります。したがって、長期インターンシップへの派遣に支障が生じない場合で、かつインターンシップで行う研究活動である場合に限り当該実施機関での研究活動を可能とします。

また、ポストドクターが当該実施機関（選定された機関）において研究活動を行うことについての依頼を派遣先の企業等から文書にて受けること、出勤簿や業務報告書等を作成することなど管理体制を厳格にし、補助金の目的外使用とならないようにしてください。

【女性研究者研究活動支援事業】

＜補助金関係＞

Q 補助金を次年度に繰り越して使用することは可能か。

A 女性研究者研究活動支援事業においては、原則として、繰越すことはできません。

Q 公募要領P4(5)申請対象となる取組として、「女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談の充実」とありますが、ここでいう学生には女子中高生は含まれますか。

A ここでいう「学生」とは、実施機関に所属する大学生及び大学院生としますので、中高生は含みません。

Q 申請様式2に「3. 達成目標」に「取組終了後における女性研究者の採用者数（割合）、在籍者数（割合）、離職者数（割合）などの具体的な目標を可能な限り職名別・分野別に定量的に記述してください。」ありますが、数値目標の達成度をどこまで重視しますか。

A 実現不可能な目標を掲げるのではなく、機関として実現可能な目標を掲げ、本補助金や自主的経費により、目標の実現に向けて取り組むことが重要と考えます。なお、総合

科学技術会議答申（平成22年12月答申）においても、「大学等が、女性研究者に関する数値目標について具体的な計画を策定し、積極的な登用を図る」ことなどが期待されております。

Q 申請様式2の「7. 在籍する教員・研究員の総数」における「研究員」にはどのような者を計上すればよいか。

A 教員に該当しない各機関において研究に従事する者（例えば特別研究員等）の人数を計上してください。

Q 独立行政法人日本科学技術振興会の特別研究員のような申請機関で雇用されていない研究者については、本事業の支援の対象となるか。

A 申請機関において研究に従事している者であれば研究者は対象となります。